議案第44号関係資料 子 育 て 支 援 部 平成24年6月13日

葛飾区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

子育て支援課

1 理 由

申請者を被保険者に限定している規定を削除し、複数の子どもを両親が それぞれ扶養していても、同一の保護者が申請できるように改め、申請者 の利便性の向上を図るもの。

2 概 要

第3条第1項の被保険者の規定を削除するほか、所要の改正を行う。

- 3 新旧対照表 別紙のとおり
- 4 施行日

平成24年7月1日

葛飾区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区子どもの医療費の助成に関する条例(改正部分抜粋) 新旧対照表

現行 改正案 (対象者) (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受け 第3条 この条例により医療費の助成を受け ることができる者(以下「対象者」という。) ることができる者(以下「対象者」という。) は、区内に住所を有する子どもの保護者であ は、葛飾区内に住所を有する子どもの保護者

とする。

(1) その者が監護し、かつ、その生計を同じ くし、又は生計を維持する子どもの疾病又は 負傷について、国民健康保険法(昭和33年法 律第 192 号) その他葛飾区規則(以下「規則」 という。)で定める法令(以下「社会保険各法」 という。)の規定により医療に関する給付が行 われる者

って、次の各号のいずれかに該当するものと

- (2) 前号に準ずる者で規則で定めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のい ずれかに該当する者は、対象者としない。
- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に よる保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及 び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平 成6年法律第30号)による支援給付を受けて いる者
- (3) 規則で定める施設に入所している者
- (4) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に 規定する小規模住居型児童養育事業を行う者 又は里親に委託されている者

(助成の範囲)

する。

第6条 区は、子どもの疾病又は負傷につい て国民健康保険法又は社会保険各法の規定に より医療に関する給付が行われた場合におけ る医療費(健康保険の療養に要する費用の額 の算定方法によって算定された額(当該法令 の規定に基づきこれと異なる算定方法による こととされている場合においては、その算定 方法によって算定された額)を超える額を除

- 2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の 各号のいずれかに該当するときは、当該子ど もの保護者は対象者としない。
- (略) (1)
- (2)(略)
- (3) 葛飾区規則(以下「規則」という。)で 定める施設に入所している者
- (4)(略)

(助成の範囲)

第6条 葛飾区は、子どもの疾病又は負傷に ついて国民健康保険法(昭和33年法律第192 号) 又は規則で定める法令(以下「社会保険 各法」という。) の規定により医療に関する給 付が行われた場合における医療費(健康保険 の療養に要する費用の額の算定方法によって 算定された額(当該法令の規定に基づきこれ と異なる算定方法によることとされている場

く。)のうち、当該法令の規定によって子ども に係る国民健康保険法による世帯主又は社会 保険各法による被保険者その他これに準ずる 者が負担すべき額(病院又は診療所への入院 及びその療養と併せて食事の提供たる療養 (以下「入院時食事療養」という。)を受けた 場合については、当該法令の規定により負担 すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に 相当する額(以下「標準負担額相当額」とい う。)を除く。)を助成する。

2 前項の助成は、他の法令によって医療に 関する給付を受けることができるときは、そ の給付の限度において行わない。

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、医療証の交付を受けた対象者が医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の 理由があると認めるときは、<u>同項の</u>対象者に 支払うことにより医療費の助成を行うことが できる。

(標準負担額相当額の支払方法)

第7条の2 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、標準負担額相当額を厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

(届出義務)

第8条 <u>医療証の交付を受けた</u>対象者は、第 5条の規定により申請した事項に変更が生じ たときは、その旨を速やかに区長に届け出な ければならない。 合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって子どもに係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療費に係る標準負担額に相当する額(以下「標準負担額相当額」という。)を除く。)を助成する。

2 (略)

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の 理由があると認めるときは、<u>助成する額を</u>対 象者に支払うことにより医療費の助成を行う ことができる。

(削除)

(届出義務)

第8条 対象者は、第5条の規定により申請 した事項に変更が生じたときは、その旨を速 やかに区長に届け出なければならない。

付 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。